

企業誘致応援隊活動支援事業

～ 企業立地情報をお知らせ下さい ～

提供していただいた情報により、洲本市が所有する企業用地に企業が立地した場合、**最大100万円（土地売買の場合）**を成功報奨金としてお支払いします。

情報提供者

法人又は個人

※立地希望企業関係者、国・地方公共団体等の長、議員又は職員などは対象外です。

立地希望企業

- ①製造の事業の用に供する施設を設置しようとする企業
- ②市から3,000㎡以上の用地を取得又は借り受けようとする企業

※対象地：五色町鮎原吉田企業用地、五色町上堺企業用地

報奨金の額

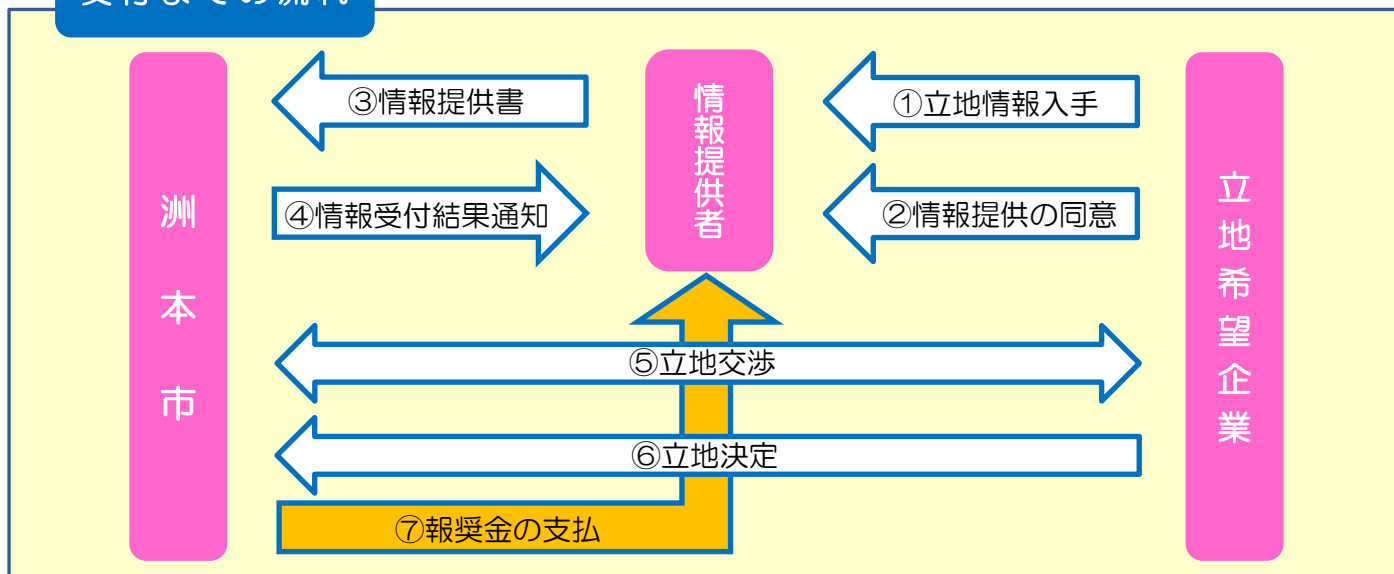
- ①売買の場合：売買代金の1%（最大100万円）
- ②借地の場合：借地料の1か月分（最大50万円）

提供情報の無効

次のいずれかに該当することになったときは、提供された情報は無効になります。

- ・情報提供の日から2年経過したとき
- ・立地希望企業の進出が見込めなくなったとき

交付までの流れ



〇お問い合わせ先 洲本市 魅力創生課

24-7641 (直通)